

区役所へ
来庁せずに
できる手続きも
あります



窓口の
お呼び出し状況



区役所からのお知らせ

**北部・南部サービスセンターでは
戸籍、住民票の写し、市税に関する
証明書等の発行業務を行っています**

〈北部サービスセンター〉 ☎6791-0446
場所／加美鞍作1-9-3

〈南部サービスセンター〉 ☎6709-1201
場所／長吉出戸5-3-58
コミュニティプラザ平野(区民センター)2階
業務日時／月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く) 9:30～16:15

**あなたの身近な相談相手
「民生委員・児童委員」**

守秘義務を持ち、生活や福祉、介護、子育てなどに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関へつなぐことが主な活動です。

その他にも地域における高齢者や子どもを対象とした見守り活動等、安心して暮らせるまちづくりに向けた活動を行っています。

大阪市民生委員児童委員協議会のホームページに平野区民生委員の方々の活動が掲載されています。ぜひご覧ください!

問合せ 保健福祉課(地域福祉) ③③番窓口 ☎4302-9941



暮らしの情報

マイナンバーカードの継続利用について

大阪市外の市町村から平野区へ転入をされた方で、マイナンバーカードを引き続き使用するにはマイナンバーカードをご持参のうえ、区役所で次の手続きが必要です。

- 転入した翌日から14日以内に転入届が必要
- 転出予定日の翌日から30日以内に転入届が必要
- マイナンバーカードを持参されなかった場合、転入届をした翌日から90日以内に継続利用の手続きが必要

この条件を全て満たさない場合、マイナンバーカードが失効されます。新たなマイナンバーカードを取得するには手数料が必要になりますので、ご注意ください。

問合せ 住民情報課 ⑭番窓口 ☎4302-9963



**あなたとともに地域福祉活動コーディネーター
「ご相談はこちら」**

地域福祉活動コーディネーターは、皆さんの相談に寄り添い、つなぎ、見守る活動を続けながら、地域のつながり・支えあいを考え、さまざまな関係機関等と連携強化に努めています。どんな小さな事でも“お気づき”や“お困りごと”があればお気軽にご相談ください。

問合せ 平野区社会福祉協議会 ☎6795-2525

子育て情報

乳幼児健診のお知らせ

身体発育や精神発達のうえで重要な時期である3か月児、1歳6か月児、3歳児に健康診査を行っています。お子さんの発育を確認する良い機会になりますので、ぜひ受診しましょう。

対象の方には個別にご案内を送付します。ご都合がつかない場合は日程変更もできます。

健康診査の日程など、詳細は区役所ホームページをご覧ください。

詳しくはこちら▶ 

問合せ 保健福祉課(地域保健) ③②番窓口 ☎4302-9882

はとぼっぼ教室 無料

親子でいろいろな体験をする遊びの教室です。入園前にたくさんの人と出会ってみませんか?

日時／5月22日～令和7年3月12日
第2・4水曜日 10:00～11:30 全16回
ただし7・12月の第4週目、8月は除く

場所／平野区子ども・子育てプラザ
対象／2歳くらいのお子さんとその保護者
定員／15組(申込多数の場合抽選)
申込／4月2日(火)～10日(水) 電話または来館
※対面での説明がありますので、4月11日(木)または12日(金)に親子でご来館ください

問合せ 平野区子ども・子育てプラザ(瓜破3-3-64) ☎6707-0900

繁殖期のからすにご注意



4～7月はからすの子育てシーズンです。この時期、巣や巣立ったばかりのヒナに近づく人に対して、親からすが卵やヒナを守るために威嚇することがあります。このような場合、あわてずにその場から離れましょう。威嚇行動はこの時期だけです。威嚇されないために、なるべく迂回して巣やヒナに近づかないようにしましょう。迂回できない場合は静かに通り過ぎましょう。帽子をかぶったり、傘をさす等して頭(特に後頭部)を守りましょう。

からすの捕獲や卵・ヒナを捕ることは法律で禁止されています。どうしても被害の軽減が図れない場合は捕獲許可について動物愛護相談室(☎6978-7710)にご相談ください。

なお、「ごみ」はからすのエサや巣の材料となります。からすが集まらないようごみ出しのマナーを守ってください。生ごみが外側から見えぬよう新聞紙等で包んだり、「からすネット」を活用すると効果的です。「からすネット」の貸し出しは、東南事業センター(☎6700-1750)にお問い合わせください。

問合せ 保健福祉課(地域保健) ③②番窓口 ☎4302-9973

防災・防犯情報

外国人の雇用をする際はご確認ください

不法就労は犯罪です。外国人を不法就労させた事業主も処罰の対象になります。

- 在留期限は切れていませんか?
- 働くことが認められている在留資格ですか?
- 働くことが認められた範囲を超えていませんか?
- 外国人雇用状況を届出していますか?

外国人を雇い入れる場合は、在留カードの内容をよく確認し、ハローワークへの届出も行いましょう。

問合せ 平野警察署(喜連西6-2-51) ☎6769-1234

住宅用火災警報器を定期的に点検しましょう

住宅用火災警報器が設置義務化してから10年以上経過しています。火災が大きくなる前に警報音などで知らせてくれ、消火や避難するための重要な設備です。

しかし古くなると電池切れや機器の寿命などで、火災を感知しなくなることがあり、危険です。ご自身で簡単に点検ができますので、定期的(1か月に1度が目安)に、住宅用火災警報器等が鳴動するかテストしましょう。

点検方法は、本体の引きひもを引くものや、ボタンを押して点検できるものなど、機種によって異なります。なお、次の場合には作動試験を必ず行いましょう。

1. 初めて設置したとき
2. 電池を交換したとき
3. 汚れなどの清掃をしたとき
4. 設置場所を変更したとき
5. 故障や電池切れが疑われるとき
6. 長期留守にしたとき

詳しくはこちら▶ 

問合せ 平野消防署(予防担当) ☎6790-0119



**「大阪市LINE公式アカウント」に
区のメニュー画面を追加し、
ますます便利に!**

大阪市LINE公式アカウントでは、生活に役立つ情報を発信しています。15種類のカテゴリーからご希望のカテゴリーをチェックすると、欲しい情報が届きます。

4月からは、区のメニュー画面も追加され、ますます便利になりました。

ぜひ、お友だち登録を!



問合せ 政策推進課 ②③番窓口 ☎4302-9683

お友だち登録はこちら▶ 

● 広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。広告掲載のお問い合わせは政策推進課(政策推進) ②③番窓口へ(☎4302-9683)